

幸田町特定事業主行動計画実施状況について

令和8年7月31日 公表

1 目的

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代育成支援法」という。）第19条第6項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第19条第6項の規定に基づき、特定事業主行動計画の取組の実施状況を公表します。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

3 実施状況

(1) 次世代育成支援法に関すること

指 標	参考 (令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値
男性職員の育児休業取得率 (※1)	75.0%	100.0%			16%
1か月当たりの平均超過勤務時間数	13.5時間	18.4時間			14時間
職員1人当たりの年間平均年次休暇取得日数	14.20日	13.8日			12日

※1 「対象年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数（対象年度中に新たに育児休業を取得した者（対象年度より前に取得可能となった職員数を含む。）」の割合のため、取得率が100%を超えることがあります。

(2) 女性活躍推進法に関すること

指 標	参考 (令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値
採用試験の消防職受験者に占める女性の人数	0人	1人			2人
管理職に占める女性職員の割合	23.3%	19.2%			20%
男性職員の配偶者出産休暇の取得率	50.0%	66.7%			40%
男性職員の育児参加のための休暇の取得率	75.0%	33.3%			40%